

平成27年度当初予算編成方針

平成26年10月15日
予算編成会議決定

- 平成27年度当初予算においては、人口問題対策や国の農政改革への対応に一層強力に取り組むほか、第2期ふるさと秋田元気創造プランに基づく施策の充実・強化など、重点施策推進方針等に基づく事業を重点的に推進する。
- このため、既存事業や制度の徹底した見直しを行い、新規・拡充事業の財源を確保する。

I 重点的な取組

1 人口問題対策の推進

人口問題対策プロジェクトチームによる分析・検証を踏まえ、これまでの施策を見直し、充実強化するほか、人口減少社会における地域の維持・活性化を図る新たな取組など、人口問題解決に向けた施策を重点的に推進する。

2 国の農政改革への対応

本県農業の持続的発展を図るため、「農政改革対応プラン」に基づき、強い担い手づくりや収益性の高い複合型生産構造への転換、基盤整備による生産性の向上など、本県農業の構造改革を一層加速するとともに、市場ニーズを踏まえて農林水産物・食品の戦略的な流通・販売の促進を図るなど、国内外に打って出る「攻めの農業戦略」を推進する。

3 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の推進

重点施策推進方針等に基づく施策に重点的に取り組み、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を着実に推進する。

- ・ 国土強靱化に対応した社会資本の整備・老朽化対策や災害対応力の強化
- ・ 秋田の成長を牽引する中核企業の育成や生産性・競争力の向上
- ・ 新エネルギー関連産業の創出・育成
- ・ 秋田デスティネーションキャンペーンや国民文化祭の成果を生かした観光の振興
- ・ 東アジア等（タイ、台湾など）に対する誘客や売り込みの促進
- ・ 若者や女性の活躍の促進

など

II 財政見通し

平成27年度の財政状況は、歳入面では、法人事業税や地方消費税が伸びるものの、それらの税収の増や人口減少等により、地方交付税が減少する一方、歳出面では、公債費や社会保障関係経費が増加するため、収支不足が拡大し、本年度以上に厳しいものになることが予想される。

III 新規・拡充分の財源の確保

重点施策推進方針等に基づく新規・拡充の施策に重点的に取り組むため、各部局自らが歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、80億円程度の財源を確保する。

1 行財政改革の推進

「新行財政改革大綱（第2期）」に基づき、人件費の縮減、情報通信技術（ICT）を活用した業務改革、公共施設の統廃合、第三セクターの見直し、地方独立行政法人における効率的・効果的な運営の促進、県債発行の抑制等に取り組む。

2 事業の効果的・効率的な推進

各事業のねらいや目的を明確にした上で、限られた行財政資源で最大限の効果が発揮されるよう、関連事業の体系化による優先順位の見直しやスクラップ・アンド・ビルドによる事業の再構築を行うとともに、国等との情報交換、連携を密にし、国庫補助等の外部資金を最大限活用する。

3 県単独事業の検証

県単独事業について、国や他団体の制度、状況等を勘案しながら、適正な規模、内容となるよう検証を行う。

4 基金事業・交付金事業

地域医療の確保、農林漁業の構造改革など、本県が直面する政策課題に対応するため、県独自基金の計画的な活用を図る。なお、国の経済対策基金等を活用している事業については、基金の終了等の際に、原則として一般財源への振替は行わない。

5 様々な手法による歳入の確保

県税収入の確保に努めるほか、財産の売払い、貸付金等の未収金の解消、使用料等の見直し、県有資産を活用した積極的な広告収入の確保など、様々な取組を強化し、歳入確保に努める。

<歳出の見直し等による財源の確保目標（一般財源ベース、対前年度）>

項目	目標額	予算調整の基準等
経常経費	数億円程度	・庁費等裁量的経費は原則△5%を目標 （指定管理料を除く。）
政策経費	90億円程度	・裁量的経費は原則△20%を目標 （終了事業等と合わせ全体で目標額の達成を目指す。） ・優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルド等により、一定額の財源を確保することとし、事業の内容に応じ個別に精査 ・公共事業は、国庫補助を最大限活用するほか、国予算の動向に適切に対応するとともに、県単独事業については、地方財政対策の伸率を踏まえつつ、公債費抑制のため、事業規模の適正化を図る。
計	90億円程度	

IV その他

1 今後の地方財政制度への対応

当面、総務省が公表した地方財政収支の仮試算に基づく収支推計を参考とするが、今後、地方税制度や地方財政対策が明らかになり次第、予算編成の中で柔軟に対応していくこととする。

また、消費税率引上げの決定がなされた場合には、県の歳入・歳出を適切に見込むとともに、県経済、県民生活に配慮し、国と連動した対応を行う。

2 市町村・関係団体等への丁寧な説明

既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすものについては、適宜市町村と十分な協議を行うとともに、県が行う市町村への財政支援については、市町村との役割分担を明確にし、交付税措置等の地方財政制度を踏まえたものとする。

特に、事業の廃止・縮小等に当たっては、市町村及び関係団体等に対し、その必要性や内容のみならず、代替案等も併せて提示しながら意見を聞くなどして、理解と協力を得るよう努める。